

西九州大学 ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. ガイドライン制定の経緯

インターネット上で展開されるメディアは急速に発展し、ブログ(Blog)やツイッター(Twitter)、フェイスブック(Facebook)、ユーチューブ(YouTube)、ライン(LINE)などを用いた情報発信が盛んに行われるようになりました。このようなコミュニケーションツールを利用することは、国、地域、世代を超えた新しい出会いや結びつきが期待できます。しかし、使い方を誤ると困った結果を起し、本人だけでなく友人、家族はもちろん大学全体にも大きな迷惑をかけることとなります。このため、ソーシャルメディアを利用する際の危険性や心構え、適切な行動を示すことで、本学の学生・教職員がトラブルに巻き込まれないようにすることを目的としてガイドラインを定めることとしました。本学在学中の学生、教職員は公式アカウント、個人アカウントに関わらず本ガイドラインをよく読んだ上で利用してください。

2. ソーシャルメディア利用に際しての基本原則

(1) 自覚と責任を持つ

西九州大学の学生、教職員であること、社会の構成員の一員であることを自覚し、責任を持って利用しましょう。

(2) 法令の遵守、権利の尊重

日本の法令を守りましょう。特に基本的人権、著作権、プライバシー権、肖像権等を侵害することがないように注意してください。特に次のような情報を発信してはいけません。

- 人種、思想、信条、宗教等について差別する内容
- 公序良俗に反する内容
- 他人のプライバシーに関する内容
- 職務上の秘密事項（一般的に知らせてはいけない情報）
- 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げる情報
- その他、公序良俗に反する情報

(3) 他者への敬意と誠実な対応

ソーシャルメディア上にはさまざまな視点から情報が投稿されることがありますが、他者を攻撃するのではなく、尊重する態度と配慮が必要とされます。また、自らが発信した情報が意図せず他者を傷つけたり、誤解を与えたりした場合には、誠実に対応するよう努めてください。

本人や第三者（不特定多数の読者）を傷つける、又は怒らせる過激な表現になっていないか、投稿ボタンを押す前に今一度読み返す習慣をつけることをお勧めします。

(4) 発言内容への責任

発言内容への責任は発信者にあります。発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意してください。情報の転送の場合も同じです。インターネット上に公開した投稿、写真はさまざまな検索サイトによって収集され、キャッシュ（一時的な記録）として残ります。たとえキャッシュがクリアされても、その情報が海外のサイトに転送されたり個人のサイ

トに記録された場合、完全に消去することは困難です。この特性を十分に認識したうえで情報発信をしてください。誤った内容を発信した場合は直ちに誤りを認めた上で、訂正内容を公開しましょう。

3. 学生、教職員が利用する際の留意点

(1) 発言は、大学の見解か、個人の見解かを区別しましょう

西九州大学に関連した内容について発信する場合は、西九州大学の見解ではなく「個人の見解」であることが明確になるように、本名を明らかにした上で一人称（私は～、僕は～）を使用してください。

(2) 学部・学科、各部署でソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の公式アカウントを登録する場合

「SNS 公式利用登録届出書」を用いて申請してください。利用登録完了後、大学のホームページにリンクを掲載します。届け出に当たっては、学生を中心とした組織の場合は学生支援課、教職員を中心とした組織の場合は入試広報課が窓口になります。いずれも所属の長（学科長、学部長、専攻長、部局長など）の承諾を得た上で申請してください。部活・サークル等で SNS 公式アカウントを登録する場合は、顧問（教員または職員）を管理責任者として申請を行ってください。ただし、Facebook や LINE における関係者のみの閉じられたグループでの利用の場合、申請は不要です。

(3) 大学の公式サイトやその他のサイトから写真、素材を無断で使用しない

大学のロゴマーク、ナガーラくん等の画像を使用したい時は、(2) の申請書を提出して下さい。その他、大学のホームページ上の写真、Web 素材などを使用したい時は学生支援課、入試広報課に相談してください。無断では使用しないでください。これは他のサイトでも同様です。明らかに不正な使用と認められる場合、本人の確認を得ることなく、サービスの運営会社に連絡し投稿削除の依頼をすることがあります。

(4) ゼミやサークル、部署など団体で利用する場合

ゼミやサークルなど団体でソーシャルメディアサイトを立ち上げる際には、発信内容、投稿される意見などを定期的に監視可能な責任者を決め、トラブル発生に速やかに対処できるようにしてください。発信した情報に対し、閲覧者から意見や質問などの投稿があっても、それに対して必ず返信する必要はありませんが、アカウント運用ポリシーの策定と明示をしましょう。

(例) ○○の公式アカウントです。○○についてのお知らせをしています。このアカウントへのご質問やご要望についての対応は、原則、行いませんのでご了承ください。○○へのご意見・ご要望は、△△△△までお願い致します、等

対応にあたっては利用者にはどのように受け止められているのか十分に配慮した対応をしてください。一般的に匿名性が高いことから、一方的な意見が偏って寄せられる場合もあります。この場合でも、冷静に、誠実に対応してください。対応を誤ると一気に批判にさらされ、対応に多大な労力を要することがあります。利用にあたっては十分に留意してください。トラブルが発生した場合は遅滞なく、顧問や学生支援課、入試広報課に連絡してください。

(5) 自分自身の保護について

個人情報の公開範囲については十分に考えましょう。インターネットは、世界中の利用者に向かって開かれています。自分自身が友人とのみ情報交換をしているつもりでも、設定によっては全世界から閲覧可能になっていることがあります。また、他人のアカウントを盗む「なりすまし」を行う者に悪用されないように、パスワードは定期的に更新しましょう。位置情報(GPS)機能付きの投稿によって居住地や発信元が特定されることもあります。必ず安全性とプライバシーの保護機能を確認のうえ利用してください。

(6) スパイウェアやインターネットウィルスから保護される設定をしましょう

SNS への投稿には、利用している機器にダメージを与える悪意のあるウィルスに感染させたり、個人情報を盗み取るスパイウェアを埋め込むサイトに誘導するものもあります。意図せずに他の利用者に感染を拡大させる可能性もありますので、必ず機器の設定や対策ソフトのインストールなど、スパイウェアやインターネットウィルスから保護される設定をしましょう。

(7) 職務上の秘密を公開しない

職場でのまだ公開されていない情報を私見を交えて投稿する、アルバイト先で知った情報を公開するなど、職務上で知り得た情報を許可無く公開した場合、守秘義務、服務規程違反に当たり、懲戒や損害賠償の対象となることがあります。

(8) 画像使用時の留意点について

人には、自分の肖像を使用する事に関して、本人が独占する権利として人格権があります。

したがって、撮影場所によっては、肖像権やプライバシー侵害にあたる場合もありますので、人物写真については、その用途や肖像権の許諾について十分な確認が必要といえます。

補足 1. 授業利用にあたっての留意点

授業等での利用にあたっては、以下の点に留意しましょう。

利用開始前に学生自身のプライバシーの保護や発言の影響範囲に関して、十分な説明とリスク管理方法について周知徹底し、事故が発生しないような配慮をしましょう。また本人の意向や環境等により、SNS を利用できない受講生がいることにも配慮しましょう。

補足 2. 組織利用にあたっての留意点

組織等での公式アカウントの利用にあたっては、以下の点に留意しましょう。

一つのアカウントを複数の利用者で使用すると、発言の責任の所在、パスワードなどの管理責任の所在が不明になり、なりすまし発言などの事故の原因になります。パスワードの共用はしないで、組織の責任者の承認を得た内容を決められた人が情報発信をしましょう。

SNS 利用に関する問い合わせ

西九州大学入試広報課 電話；0952-37-9207 (直通)

西九州大学学生支援課 電話；0952-37-9208 (直通)